

御坊市の人事行政の運営等の状況を公表します。

地方公務員法の一部改正に伴い、平成17年度より、人事行政の公平性・透明性の確保を目的として各地方公共団体における人事行政の運営等の状況を一般に公表することが義務付けられました。御坊市でも、御坊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第7条の規定に基づき、「平成22年度の人事行政の運営等の状況」を公表します。

御坊市の職員定数、給料、手当や勤務時間などは、地方公務員法を基本に条例で定められています。このうち、給料・手当につきましては、人事院勧告を基本に、国・県や他の市町村などの職員や民間の給与などを考慮して、市議会の議決を経て定められています。

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

平成22年4月1日職員数	平成22年4月2日～23年4月1日		平成23年4月1日職員数
	退職者数	採用者数	
317人	△20人	25人	322人

※採用者数25人のうち10人は平成23年3月31日、御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合解散による御坊市への事務移管に伴い、同組合職員から採用

### 2. 職員の給与の状況

#### (1) 1人当たりの支給額(平成22年4月1日現在)

平均給料月額	平均年齢
344,082円	44.0歳

#### (2) 初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区分	大卒	短大卒	高卒
一般行政職	172,200円	152,800円	140,100円

#### (3) 手当制度の状況(平成22年4月1日現在)

手当名	支給額等
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 月13,000円</li> <li>・その他 月6,500円</li> </ul> (ただし、配偶者がいない場合は1人目11,000円支給、被扶養者のうち15歳～22歳の者は5,000円加算)
通勤手当	通勤距離(片道)が2km以上の職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車等で通勤する場合 距離に応じ、月3,000円～24,500円</li> <li>・交通機関を利用して通勤する場合 運賃相当額(上限55,000円)</li> </ul>
住居手当	借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給 <ul style="list-style-type: none"> <li>・借家等居住 家賃月額の約1/2(上限27,000円)</li> </ul> (家賃月額が12,000円を超える場合に限り)

管理職手当	課長以上の管理職又は施設長に対して支給			
	部長・局長・所長	43,800円	4級園長	25,100円
	課長・事務局長	35,600円	参事	39,200円
	5級館長・園長	27,700円	6級企画員	30,800円
超過勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員にその勤務した時間数に応じて支給 ・当該職員の時間単価 × (1.25~1.6倍) ※月60時間を超える超過勤務時間数については、超過勤務手当の割増支給、又は代休のどちらかを選択することが可能			
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の公務のため、週休日、祝日又は年末年始の休日に3時間以上勤務した管理職に支給			
	部長・局長・所長	7,000円	4級園長	4,000円
	課長・事務局長	6,000円	参事	6,000円
	5級館長・園長	5,000円	6級企画員	5,000円
(勤務時間が6時間を超える場合は、上記額に150/100を乗じて得た額)				
期末手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ・6月期 期末手当基礎額 × 1.25月分 + 扶養手当除く基礎額 × 役職加算率 × 1.25月分 ・12月期 期末手当基礎額 × 1.35月分 + 扶養手当除く基礎額 × 役職加算率 × 1.35月分 ※期末手当基礎額 = 給料月額 + 扶養手当 (役職加算額は、3級以上の職員に対し給料月額に加算(3級5%)・(4・5級10%)・(6・7級15%))			
勤勉手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ・6月期 勤勉手当基礎額 × 0.7月分 + 扶養手当除く基礎額 × 役職加算率 × 0.7月分 ・12月期 勤勉手当基礎額 × 0.65月分 + 扶養手当除く基礎額 × 役職加算率 × 0.65月分 ※勤勉手当基礎額 = 給料月額 (役職加算額は、期末手当と同様)			

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間

区分	勤務時間等
勤務を要する曜日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)

1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで (休憩時間を除く、実質7時間45分勤務)
1週当たりの勤務時間	38時間45分(7時間45分×5日間)
年間総勤務時間	2015時間勤務(38時間45分×52週間)

(2) 休暇制度(平成22年使用実績)

休暇の種類		休暇日数等	使用実績
有給休暇	年次休暇	全職員に対し、1年につき20日間付与(前年度に未使用日数がある場合は、最大20日を翌年度に繰越)	平均使用日数 6.8日
	夏期休暇	全職員に対し、7月から9月までの間において、7日間付与	平均使用日数 6.2日
	出産休暇	出産予定日前6週間、産後8週間の期間内	取得数 5人
	健診休暇	妊娠中の職員が保健指導又は健康審査等を受ける際	取得数 1人
	裁判員等 出頭休暇	裁判員、証人、鑑定人及び参考人として裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭に対し、必要と認める期間内を付与	取得数 1人
	服喪休暇	親族の喪に遇った職員に対し、続柄及び死亡時の生計関係に応じ、最大10日間付与	取得数 54人
	結婚休暇	結婚する職員に対し、最大5日間付与	取得数 1人
	配偶者出 産休暇	配偶者の出産に際し、最大2日間付与	取得数 5人
	リフレッ シュ休暇	勤続20年・25年・30年の職員に3日間の休暇を付与	取得数 29人
	病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる30日を超えない範囲内で必要最小限度の期間。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、医師の証明に基づき、90日を超えない範囲内の必要最小限度の期間	平均使用日数 4.0日
子の看護 休暇	小学校就学前の子の看護に5日間の休暇を付与 (小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては10日間)	取得数 9人	

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成 22 年度）

処分内容		処分者数	処分事由
分限処分	免 職	0	
	降 任	0	
	休 職	1	心身の故障
	降 給	0	
	失 職	0	
懲戒処分	免 職	0	
	停 職	0	
	減 給	0	
	戒 告	0	
法外処分	訓告等	1	信用失墜行為

5. 職員のサービスの状況（平成 22 年度）

区 分	違反者数
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	0
信用失墜行為の禁止	1
秘密を守る義務	0
職務に専念する義務	0
政治行為の制限	0
争議行為等の禁止	0
営利企業従事制限	0

6. 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成 22 年度）

区 分	受講者数
和歌山県市町村職員研修協議会	27 人
市単独研修（救急救命講習 等）	107 人

(2) 勤務成績の評定の状況（平成 22 年度）

評定期	評定結果		不良に係る主な理由
	良好	不良	
条件付採用職員	9 人	0 人	
定期評定	291 人	0 人	

## 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況（平成 22 年度）

### （1）福利厚生制度に関する状況

区 分	受診者数	内容等
総合検診	145 人	30 歳以上の職員の間人ドック
定期健診	245 人	上記以外の職員の健康診断
合 計	390 人	

### （2）職員福利厚生会の事業内容（平成 22 年度）

個人給付の内容	給付単価	件数	総額
人間ドック助成	1,312～3,000 円	145 件	409,794 円
インフルエンザ予防接種助成	500～1,300 円	103 件	134,100 円

### （3）公務災害補償制度（平成 22 年度）

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金	2 件	下顎骨骨折、右下腿挫刺創